

お役立ち情報

# フカボリ!

今月号からスタートした  
「お役立ち情報フカボリ!」。  
皆さまのお役に立つ情報を、  
タイムリーに深堀りして  
お届けします。

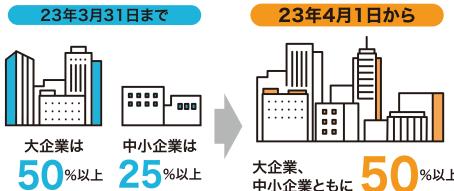
## 今回は事業主の皆さんに向けて 「残業割増賃金率の引き上げ」

### 01

#### 残業割増賃金率 引き上げって?



これまで中小企業には適用が猶予されていましたが、  
2018年6月に成立した働き方改革関連法により、全ての  
企業を対象に今年の4月から月60時間を超える部分の  
「時間外労働の割増賃金率」が、25%から50%に引き  
上げられました。



#### 具体的には

1ヶ月の起算日は毎月1日。休日は土曜日および日曜日で、法定休日※は日曜日とします。  
平日と土曜日の時間外労働(赤字)部分が60時間を超えた時間から割増賃金率が50%以上の  
率となります。※法定休日については右ページ03をご確認ください

日	月	火	水	木	金	土
1 5時間	2 5時間	3	4 5時間	5 5時間	6	
7 5時間	8 5時間	9	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15	16 5時間	17	18 5時間	19	20
21 5時間	22 5時間	23 5時間	24 5時間	25	26	27
28 5時間	29 5時間	30 5時間	31			

法定休日の労働時間は対象外

月60時間を超える時間外労働は  
割増賃金率50%以上となります。  
※24日および30日の計10時間が該当。

### 02

#### 深夜労働との 関係は?

深夜時間帯の  
月60時間超の  
割増賃金率

=

深夜労働の  
割増賃金率  
**25%**以上

+

時間外労働の  
割増賃金率  
**50%**以上

深夜(22:00～5:00)の時間帯に月60時間を超える時間外労働を行わせた場合は、  
深夜割増賃金率25%以上に時間外割増賃金率50%以上を加えた「75%以上の  
割増賃金率」で計算します。

### 03

#### 休日労働の 場合は?

法定休日とは?

使用者は1週間に1日、または4週間に4回の休日を与えなければなりません。これを「法定休日」と  
いいます。法定休日に労働させた場合は、35%以上の率で計算した割増金を支払わなければなりません。



### 04

#### 代替休暇を 与えることもOK

労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割  
増金の支払いに代え、過半数組合(ない場合は過半  
数代表者)との間で労使協定を結ぶことにより、有給  
の休暇(代替休暇)を付与することができます。

### 05

#### 罰則にご注意を!

引き上げ分の割増賃金を支払わない  
場合には、罰則(6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されること  
があります。

制度についてさらに詳しくは、最寄りの労働  
基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省  
ホームページをご確認ください。



厚生労働省 割増賃金率



まずは、労働時間の適切な把握を。業務量に偏りがあれば仕事の進め方などを見直し、  
時間外労働の削減を進めていきましょう。